



# 令和3年度 上田市中小企業支援のしおり

## 融資制度について

中小企業の皆様が、健全な発展と安定した経営を行うために必要な資金を円滑に調達できるように、上田市が長野県信用保証協会と市内各金融機関の協力を得て、低利な融資をあっせんする制度です。

## ご利用いただける方

以下の全てに該当する方がご利用いただけます。

- ① 中小企業者（中小企業者の範囲は下表をご覧ください。）
- ② 市内に住所を有する法人又は個人であること。
- ③ 市内に店舗・工場・事務所などの事業所を有すること。
- ④ 同一事業の営業実績を1年以上有すること。（新規開業資金を除く。）
- ⑤ 市税を完納していること。
- ⑥ 長野県信用保証協会の定める対象業種を営んでいること。
- ⑦ その他市が定めること。

中小企業者の範囲（資本金または従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。）

業 種	資本金の額 又は出資の総額	従業員数
小 売 業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
その他産業	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅 館 業	5,000 万円以下	200 人以下

※農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）は対象外です。

※NPO法人は、保証対象業種を営む場合、制度資金をご利用いただけます。

※営業と家計が分離していないと認められる方、信用保証協会の代位弁済による債務の履行が終わっていない方、金融機関と取引停止中の方は対象になりません。

※法令に違反し、又は著しく公序良俗に反する行為があったと認められる場合（悪質な税金滞納者・暴力団関係者等）には融資のあっせんはできません。

## 受付窓口

窓 口		住 所	TEL・FAX
上田市役所	商工課	上田市大手1丁目11番16号	TEL 23-5395 FAX 23-5246
	丸子地域自治センター (産業観光課)	上田市上丸子1612番地	TEL 42-1047 FAX 43-3666
	真田地域自治センター (産業観光課)	上田市真田町長7178番地1	TEL 72-4330 FAX 72-4140
	武石地域自治センター (産業建設課)	上田市上武石77番地	TEL 85-2311 FAX 85-2313
上田商工会議所	本所	上田市大手1丁目10番22号	TEL 22-4500 FAX 25-5577
	塩田支所	上田市中野20番地	TEL 38-3610 FAX 38-3626
	川西支所	上田市小泉863番地1	TEL 75-5541 FAX 75-5542
上田市商工会	本所	上田市上丸子950番地 (ファーストビル2階)	TEL 42-2213 FAX 42-7142
	武石支所	上田市下武石731番地2	TEL 85-2823 FAX 85-2672
真田町商工会		上田市真田町長7199番地1	TEL 72-4050 FAX 72-4051

## 取扱金融機関

金 融 機 関	取 扱 店
(株)八十二銀行	上田支店、上田東支店、神科支店、三好町支店、塩田支店、丸子支店
(株)長野銀行	上田支店、三好町支店
(株)三井住友銀行	上田支店
(株)群馬銀行	上田支店
上田信用金庫	本店営業店、原町支店、駅前支店、川原柳支店、大屋支店、常田支店、常磐城支店、神科支店、塩田支店、城南支店、川西支店、丸子支店、真田支店、よだくぼ支店
長野県信用組合	上田支店、神科支店、上田原支店、丸子支店
信州うえだ農業協同組合	上田東支所、上田西支所、塩田支所、丸子支所、真田支所、武石支所 (本所は相談のみ行います。)

## 借換について

経営健全化資金と経営支援資金の既存債務は、同一資金を以下の条件を全て満たすことで借換ができます。ただし、各資金の利用対象者要件に該当する場合に限りです。また、借換を含む資金の場合は、利子補給は終了となります(令和4年3月31日まで)

- ①既存債務を借入後1年以上返済していること。ただし、最近3か月間の平均売上が前年同期に比べ、10%以上減少している場合は、既存債務の返済に関わらず1度に限り、借換られるものとする。
- ②既存債務と同じ金融機関での申し込みであること。
- ③既存債務と同じ信用保証協会の保証での申し込みであること。
- ④既存債務を一括で返済すること。

# 上田市中企業融資制度資金について

## ●保証人の取り扱い

法人代表者を除き原則不要ですが、次の方を保証人として求める場合があります。

- ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込者（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者。
- ②本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業継承予定者。
- ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等。

## ●利子補給の注意点

利子補給の対象期間内に条件変更を行った場合、変更の前日までに発生した利子が補給対象となります。また、元本の返済が滞っている場合、利子補給はいたしません。（据置期間除く）

## ●設備資金で、車両購入資金の場合の融資期間は最長5年、3・5ナンバー除外となります。（全資金共通事項）

## ●資金借入後1年以内に繰上完済した場合には、特別な理由がある場合を除いて、完済日から1年間は市制度資金の利用ができなくなりますので、ご注意ください。（全資金共通事項）

## 手続きの流れ

### 融 資 相 談

～ご相談には随時応じています～

### 期日に余裕をもって金融機関窓口へご相談ください。

- ◎ 融資希望金額、資金使途、経営状況などをお聞きます。
- ◎ 相談には代表者または、その会社に勤務する方で、経営内容を説明できる方がお越しください。
- ◎ 直近の決算書2期分と試算表をお持ちください。
- ◎ 設備資金の場合は、見積書、カタログ、函面などをお持ちください。
- ◎ 借入希望金融機関へ必ず事前に相談してください。

### 事 前 協 議

金融機関が長野県信用保証協会、上田市と融資の是非を協議します。

### 申 込 書 配 布

借入の内容が適当であると判断された場合、市役所商工課又は各地域自治センター担当課にて金融機関に所定の申込書をお渡しします。

### 申 込 書 提 出

- ◎ 申込書に必要事項をご記入のうえ、金融機関に必要書類を添えて提出してください。
- ◎ 申込書の受理から融資実行まで 早くても7営業日、月末には10営業日程度を要しますので、余裕をもってご提出をお願いします。

### 申込書受理・書類審査

必要書類が揃ったところで、申込書を受理し書類審査を行います。

### 融 資 あ っ せ ん 決 定

- ◎ 市での審査の後、長野県信用保証協会と金融機関に対して融資のあっせんを行います。
- ◎ 申込者に対しては、あっせん決定通知書、設備完了報告書（設備資金の場合）をお渡しいたします。

### 融 資 実 行

長野県信用保証協会、金融機関で所定の手続きがなされた後、融資が実行されます。

### 資 金 の 返 済 等

- ◎ 返済は借入金融機関にさせていただきます。  
返済方法：元金均等の月賦返済
- ◎ 設備完了報告書（設備資金の場合）を市役所商工課又は各地域自治センター担当課へ提出していただきます。

## ○ 早急に事業資金を必要とされている方へ

取扱金融機関の窓口で受付する資金	資金名	利用対象者	利率 (年)	信用 保証料	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人・担保
	小規模企業 小口 事業資金	次の全てに該当する方 (1)常時使用する従業員数が 20 人以下であること(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は 5 人以下) (2)信用保証協会の保証残高が 8,000 万円を超えないこと (3)完納証明書、保証料補助認定書の添付があること	1.5%	市補助により 0.44% 以内	運転資金 設備資金 併せて 500 万円	5 年以内 (うち 6 か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり 【担保】 原則として徴しない

上記資金は、完納証明書、保証料補助認定書を添付が必要となります。まずは、金融機関へご相談ください。

取扱金融機関の窓口で受付する資金	資金名	利用対象者	利率 (年)	信用 保証料	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人・担保
	中小企業 資金	中小企業者で資金を必要としている方	1.8%	2.2% 以内	運転資金 3,000 万円	運転資金 7 年以内 (うち 6 か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり 【担保】 必要に応じて徴する
					設備資金 3,000 万円	設備資金 7 年以内 土地建物 13 年以内 (うち 6 か月以内)	
	小規模企業 事業資金	次の <u>全て</u> に該当する方 (1)常時使用する従業員数が 20 人以下であること(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は 5 人以下) (2)信用保証協会の保証残高が 8,000 万円を超えないこと	1.6%	2.2% 以内	運転資金 設備資金 併せて 1,250 万円	7 年以内 (うち 6 か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり 【担保】 原則として徴しない

## ○ まちづくりに資金を必要とされている方へ

資金名	利用対象者	利率 (年)	信用 保証料	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人・担保
公共事業 資金	①商工業施設整備資金	1.8% うち 本人負担 1.2% 利子補給 0.6% 利子補給 期間 36 か月	全額市 が補助	①設備資金 2,000 万円	10 年以内 (うち 6 か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり 【担保】 必要に応じて徴する
	②共同事業資金			②運転資金・ 設備資金 併せて 2,000 万円		
まちづくり 支援資金	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)市が認めるまちなみ協定に基づき、計画的なまちなみ環境整備を行う方 (2)中心市街地にある都市計画法上の「商業地域(※1)」内の空き店舗または空き事務所に事業所を設ける方	1.8% うち 本人負担 1.2% 利子補給 0.6% 利子補給 期間 36 か月	全額市 が補助	中小企業者 運転 2,000 万円 設備 2,000 万円	7 年以内 (うち 6 か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり 【担保】 必要に応じて徴する
				中小企業団体 運転 3,000 万円 設備 7,000 万円	7 年以内 土地建物 12 年以内 (うち 6 か月以内)	

※1 丸子地域においては「近隣商業地域」

○ 経済変動・取引先の倒産等により事業活動に支障を生じている方へ(経営安定資金)

資金名	利用対象者	利率(年)	信用保証料	限度額	融資期間(据置期間)	保証人担保	
経営健全化資金 (不況対策)	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)セーフティネット保証制度7号に該当することについて市長の認定を受けた特定中小企業者の方(※2) (2)最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率が過去3年いずれか同期に比べ、減少している方(※3) (3)最近6か月間の売上高又は売上高経常利益率が前年同期に比べ、減少している方 (4)直近決算期の売上高経常利益率が1期又は2期前に比べ、減少している方 (5)経営安定のため自家発電装置を設置する方	1.5%		運転資金 3,000万円	運転資金 7年以内 (うち1年以内)		
				設備資金 2,000万円	設備資金 9年以内 (うち1年以内)		
経営支援資金 (不況対策) (災害対策)	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)セーフティネット保証制度2号から6号及び8号、危機関連保証のいずれかに該当することについて市長の認定を受けた特定中小企業者の方(※2) (2)最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率が、前年同期に比べて5%以上減少している方 (3)市長が認める風水雪害等の自然災害及びその他突発的な事由の影響により、事業活動に著しい影響を受けている方  【利子補給条件】 令和4年3月31日までの融資実行分で、資金使途に借換を目的とした融資が含まれないこと。	1.5%	うち 本人負担 0.75% 利子補給 0.75%  利子補給 期間 36か月	市補助により 0.44%以内	運転資金 5,000万円		運転資金 7年以内 (うち1年以内)
				セーフティネット保証、危機関連保証制度が利用できる方は、全額市が補助	設備資金 3,000万円		設備資金 9年以内 (うち1年以内)
為替変動緊急対策資金	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)輸出関連事業者(輸出比率20%以上)であって、為替相場の急激な変動により、最近3か月の売上高又は売上高経常利益率が前年同期比で3%以上減少している方 (2)為替相場の変動により、売上原価のうち10%以上を占める主要製品又は主要原材料(原油、石油製品その他原材料)の最近1か月又は3か月間の仕入価格(単価)が前年同期比で5%以上上昇しており、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「製造原価」の割合が直近決算又は過去3年いずれか同期に比べ増加している方	1.5%	うち 本人負担 0.75% 利子補給 0.75%  利子補給 36か月	運転資金 2,000万円	運転資金 7年以内 (うち1年以内)	【保証人】 原則不要。 ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり【担保】必要に応じて徴する	
関連倒産防止資金	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)セーフティネット保証制度1号に該当することについて市長の認定を受けた特定中小企業者の方(※2) (2)過去1年間に取引先企業が倒産する等の理由により関連倒産防止のために資金を必要とする方	1.5%	うち 本人負担 0.0% 利子補給 1.5%  利子補給 全期間	全額市が補助	運転資金 2,000万円  倒産企業から回収不能となった債権額の範囲内。ただし、2,000万円を限度とする		運転資金 7年以内 (うち1年以内)

※2 特定中小企業者：中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当することについて、その住所地を管轄する市町村長の認定を受けたものをいう。(各号にそれぞれ要件があります。お問合せください。)

- 〔 中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット)  
第1号(連鎖倒産防止)、第2号(事業活動の制限)、第3号(事故等突発的災害)、第4号(自然災害等突発的災害)  
第5号(不況業種)、第6号(破綻金融機関等)、第7号(金融取引の調整)、第8号(金融機関の貸付債権の譲渡)  
中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連保証) 〕

※3 最近〇か月間とは、あっせん申込書提出月の前々月を含む期間のことを指します。

○これから創業しようとする方や事業転換、技術革新をしようとする方へ

資金名	利用対象者	利率 (年)	信用 保証料	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人 担保
新規開業 資金	次の <u>全て</u> に該当する方  (1)開業前又は開業後3年未満で市内に居住している方 (2)商工会議所又は商工会の経営指導員の経営指導を受けて創業計画書(開業後1年未満の者にとっては収支計画書)を作成した方	1.5% うち 本人負担 1.0% 利子補給 0.5%  利子補給 期間 36か月	市補助 により 0.44% 以内  創業関連 保証が利用 できる 方は全額 市が補助	【開業後3年未満の方】 運転・設備資金 併せて3,000万円 運転資金は1,500万円	運転資金 5年以内 (うち6か月以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり
				【開業前の方】 運転・設備資金 併せて2,500万円 運転資金は1,500万円 ※借入が2,000万円を超えた額については同額の自己資金が必要	設備資金 7年以内 (うち1年以内)	
				【開業前の方で、産業競争力強化法に基づく認定創業支援事業者】 運転・設備資金 併せて3,000万円 運転資金は1,500万円		
経営革新 支援資金	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)新しい技術、製品、サービス等の研究開発又は事業展開を行おうとする方、ISOを取得する方 (2)新しい技術等の導入により業務の効率化若しくは省力化又は製品の品質向上を図る方 (3)事業転換又は新分野への進出により経営の多角化を図る方	1.5% うち 本人負担 1.0% 利子補給 0.5%  利子補給 期間 36か月	市補助 により 0.44% 以内	運転資金 2,000万円	5年以内 (うち6か月以内)	【担保】 必要に応じて徴する
				設備資金 5,000万円	9年以内 (うち1年以内)土地建物は12年以内 (うち1年以内)	
企業立地 促進資金	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)市内又は市外で1年以上、研究開発や生産、流通の事業を営み、新たに市が認める工場用地若しくは指定地域へ工場等の新設又は移転、増設を行う方 (2)市が認める工場用地内の工場等に新たに設備導入を行う方 (3)長野県の「本社等移転促進助成金」の交付を受け本社機能の新設又は移転等を市内に行おうとする方	1.5% うち 本人負担 1.0% 利子補給 0.5%  利子補給 期間 36か月	市補助 により 0.44% 以内	設備資金 1億円	15年以内 (うち1年以内)	

○地域を活性化するための資金(元気うえだ資金)

資金名	利用対象者	利率 (年)	信用 保証料	限度額	融資期間 (据置期間)	保証人 担保
環境保全 資金	省エネルギー対策・節電対策のために自社へ次の <u>いずれか</u> を行う方 (1)省エネルギー型照明設備を導入する方 (2)省エネルギー生産設備等を設置する方 (3)非化石エネルギーを導入する方(太陽光発電設備等を自社に設置) (4)低公害車を導入する方	1.5% うち 本人負担1.0% 利子補給0.5%  ISO14001又はエコアクション21取得事業者の場合は 本人負担0.75% 利子補給0.75%  利子補給期間36か月	市補助 により 0.44% 以内  セーフティ ネット、危 機関連保証 制度が利用 できる 方は、全額 市が補助	運転・ 設備資金 併せて 3,000万円	運転資金 5年以内 (うち1年以内)	【保証人】 原則不要。ただし、法人は代表者。その他詳細は、保証人の取り扱いのとおり
					設備資金 10年以内 (うち1年以内)	
子育て 支援資金	次の <u>いずれか</u> に該当する方 (1)長野県の「社員の子育て応援宣言!」の宣言内容に盛り込まれた事業等を行う方 (2)「ながの子ども・子育て応援県民会議」が行う「ながの子育て家庭優待パスポート事業」に協賛している方	1.8%	市補助 により 0.44% 以内	運転・ 設備資金 併せて 1,500万円	5年以内 (うち6か月以内)	【担保】 必要に応じて徴する

## 上田市中小企業融資 必要書類一覧 (申込時に用意してください)

<input type="checkbox"/> 上田市中小企業融資あっせん申込書		
決 算 書	(法人の方) <input type="checkbox"/> 決算書の写し 2期分 (勘定科目明細含む) <input type="checkbox"/> 直近の試算表	(個人事業者の方) <input type="checkbox"/> 決算書の写し 2年分 <input type="checkbox"/> 経営状況調書
	(注) 決算書の写し及び直近の試算表は、申請者の原本証明が必要です。	
<input type="checkbox"/> 営業許可書等の写し (新規開業される方にとっては開業届及び後日提出の念書等)		
<input type="checkbox"/> 完納証明書 (現に未納の市税がないことの証明書 収納管理課発行) の原本 ※法人は法人について、個人事業主は代表者について		
そ の 他	<input type="checkbox"/> 設備資金の場合は、見積書、カタログ、図面、建築確認の写し	
	<input type="checkbox"/> 要件確認書等 (各資金毎様式が異なります。)	
	<input type="checkbox"/> 小規模企業小口事業資金を利用の方は、保証料補助認定書	

## はかり (質量計) を使用している事業者の方へ

はかり (質量計) は、長期間使用していると性能や精度が低下する可能性があります。取引や証明に使用されるはかりは、検定等に合格したもので、2年に1回、上田市が行う検査 (定期検査) や計量士による検査 (代検査) で性能や精度をチェックすることが計量法で義務づけられています。

### 1 検査の対象となるはかり

取引又は証明に使用されるはかりが検査の対象となります。

具 体 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 小売店等で商品に重さを表記して売買する場合に使用するはかり</li> <li>② 農家、農園、直売所等で農産物を重さで売買または出荷する場合に使用するはかり</li> <li>③ 病院、薬局等で薬の調剤用に使用するはかり</li> <li>④ 運送業者等 (宅配便取次店を含む) が運送料金算出のために使用するはかり</li> <li>⑤ 廃棄物の処理費用やリサイクル品の引取料金算出のために使用するはかり</li> <li>⑥ 工場、事業所で原材料の購入 (物品検収)、製品の販売出荷のために使用するはかり</li> </ul>
-------------	--

### 2 検査日程

上田市では、毎年8月から9月にかけて、検査を実施しています。

検査の日時や場所については広報等で事前にお知らせします。

### 3 手数料

区 分		手数料の額 (1台)※	
非自動 はかり	検出部が電気式のもの又は光電式のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円※
		ひょう量が250キログラム以下のもの	1,800円※
		ひょう量が500キログラム以下のもの	2,300円※
	棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250円※	
	上記以外のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	500円※
		ひょう量が250キログラム以下のもの	900円※
ひょう量が500キログラム以下のもの		1,500円※	
分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		10円	

※最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のはかりの場合は、手数料が倍額になります。

# 中小企業退職金共済

中退共（中小企業退職金共済制度）は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、中小企業の方の相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立することを目的としてつくられた国の制度です。

## 1 掛金の種類

- ・従業員一人当たり月額 5,000 円から 30,000 円までの 16 種類をご用意されています。
- ・短時間労働者は 2,000 円、3,000 円、4,000 円の特例掛金で加入ができます。  
※短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ 30 時間未満の従業員のことをさします。

## 2 加入の手続き

- ・所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ必要な書類を添えて、お近くの金融機関または委託事業主団体にお申込ください。

## 3 上田市の補助

上田市では掛金に対して従業員 1 人当たり月額 700 円（短時間労働者の場合は月額 350 円）を補助しております。（新規加入から 3 年）

## 4 お問い合わせ

中退共制度について：独立行政法人勤労者退職金共済機構（TEL:03-6907-1234）  
掛金の補助について：地域雇用推進課（TEL:0268-24-7363）

# 上田勤労者互助会

勤労者互助会とは中小企業で働くみなさんの福祉の向上を目指す団体で、上田勤労者互助会には上田市、長和町、青木村にある事業所にお勤めの従業員及び事業主の方が加入できます。

## 主な事業

### 各種補助事業

- 東京ディズニーランド・シー（補助額 2,000 円）
- 大阪ユニバーサルスタジオジャパン（補助額 2,000 円）
- 人間ドック、PET ドック、脳ドック（補助額 3,500 円）
- インフルエンザ予防接種（補助額 500 円）
- 社員旅行等（補助額 500 円）
- 互助会企画ツアー（補助額 2,000 円）

### 保養施設・体育施設利用補助

- 別所温泉あいそめの湯
- 室賀温泉ささらの湯
- 長門温泉やすらぎの湯
- アクアプラザ上田
- スキー場（菅平高原、長和、武石）など

### 共済給付事業

慶事のお祝い金、ケガや病気による休業、住宅災害、弔事にはお見舞金が給付されます。

Q：加入するにはどうしたらいいの？

A：入会申込書を以下の事務局又は支所に提出してください。

【事務局・支所】

- 上田市勤労者福祉センター内  
TEL 24-7363
- 丸子地域自治センター 産業観光課内  
TEL 42-1047
- 真田地域自治センター 産業観光課内  
TEL 72-4330
- 武石地域自治センター 産業建設課内  
TEL 85-2828

Q：会費はいくらなの？

A：入会金は 100 円/人、  
会費は月額 300 円/人です。

## 上田市の商工業関連補助金の一覧（抜粋） ※○企業・個人、△団体、□商店街

名 称		対象※	概 要	補助率・限度額
労働福祉関係	学生等地域就職促進奨学金支援事業	○	①中小企業者等が従業員に対して実施する奨学金の返還支援の一部に対する補助。 ②①の活用に当たり、就業規則の作成等を社会保険労務士に委託した費用の一部に対する補助。	①返還支援年額の2分の1以内 限度額 10 万円（年）、最大 5 年間 ②委託費用の2分の1以内 限度額 5 万円（1 回限り）
	中小企業退職金共済掛金補助	○	中小企業者等が納付する退職金共済掛金の一部に対する補助。	対象者 1 人あたり月額 700 円の補助 短時間労働者の場合、月額 350 円の補助
	中小企業者等人材育成事業	○	中小企業大学校が実施する研修に参加するものに対する助成。	対象経費の 2 分の 1 以内 予算の範囲内
	従業員福祉施設設置事業	○	中小企業者等による従業員福祉施設、託児施設等の設置事業に対する助成。	対象経費の 10 分の 2 以内 限度額 1,000 万円
	技能者養成施設設置事業	○	中小企業団体等が設置する職業訓練のための施設設置事業に対する助成。	対象経費の 10 分の 2 以内 限度額 1,000 万円

NEW!



上田市の商工業関連補助金の一覧（抜粋） ※○企業・個人、△団体、□商店街

名 称		対象※	概 要	補助率・限度額
経営革新関係 新産業創出	新技術等開発事業	○	中小企業者等による新技術の開発及び新産業の創出のために行う研究開発に対する助成。	対象経費の2分の1以内 限度額 300 万円
	新産業創出グループ支援事業	○	中小企業者を主とする3者以上のグループが新産業の創出を促進するために共同で行う調査員に対する助成。	対象経費の2分の1以内 限度額 50 万円
	国際規格審査登録事業	○	ISO 取得に対する助成。	対象経費の2分の1以内 限度額 30 万円
商業関係	魅力ある商店街づくり事業	□	商店街振興組合が空き店舗をコミュニティ施設として使用するための改修・改築費に対する補助。	対象経費の3分の1以内 限度額 300 万円
		□	商店街振興組合が空き店舗をコミュニティ施設として使用するための賃借料に対する補助。	対象経費の2分の1以内 限度額年間 200 万円
		○	新規出店者が空き店舗をテナントの用に使用するための改修・改築費に対する補助。	対象経費の3分の1以内 限度額 150 万円
	地域経済活性化事業	△	地域の商工振興団体が行う地域経済の活性化及び環境整備を図るための事業に対する助成。	対象経費の10分の3以内 限度額 30 万円
	地元温泉街空き店舗等活用支援事業	○	所定の温泉街における空き店舗等を事業に活用するための改修・改築費に対する補助。	対象経費の3分の1以内、 限度額 150 万円
	ブランディング支援事業	○	信州上田ブランドの創出・強化の為に新商品開発・既製品改良・販路開拓等に対する助成。	対象経費の3分の2以内、 補助額 10 万円～400 万円以内
工業関係	工場等用地取得事業	○	特定地域内公有地へ工場等を設置するための用地取得事業に対する助成。	対象経費の10分の3以内、 限度額3億円（3年間分割交付）
		○	指定地域内の用地へ工場等を設置するための用地取得事業に対する助成	対象経費の10分の1以内、 限度額1億円（2年間分割交付）
	工場等設置事業	○	特定地域内公有地を取得し、工場等を設置する事業に対する助成。	対象経費の10分の2以内 限度額 5,000 万円（2年間分割交付）
		○	指定地域内の用地を取得し、工場等を設置する事業に対する助成。	対象経費の10分の1.5以内 限度額 2,000 万円（2年間分割交付）
	サテライトオフィス開設事業	○	企業等がサテライトオフィスを開設する際の改修費、家賃に対する助成。	[改修費支援事業] 対象経費の3分の1以内 限度額 150 万円
		○	※令和3年度からコワーキングスペース、シェアオフィスも対象へ拡充。	[家賃支援事業] 対象経費の2分の1以内 限度額 10 万円/月
	IoT 導入支援事業	○	IoT 等の先進技術を導入するための技術指導や設備導入に対する助成	対象経費の2分の1以内 限度額 50 万円
	公害防止施設設置事業	○	中小企業者等が行う公害防止施設の設置事業に対する助成。	対象経費の10分の2以内 限度額 1,000 万円
中小企業者等販路拡大事業	○	中小企業者等による展示会や見本市への出展経費に対する助成。	対象経費の2分の1以内、1 年度 限度額 国内 30 万円、国外 40 万円 ※ただし、国内は一回当たり 20 万円上限	
新産業創出	創業促進支援事業	○	創業 10 年未満を対象に家賃、改修費、クラウドファンディング利用手数料に対する助成。	[家賃支援事業] 対象経費の2分の1以内 限度額 10 万円/月
				[改修費支援事業] 対象経費の3分の1以内 限度額 150 万円
[クラウドファンディング活用支援事業] 対象経費の2分の1以内 限度額 30 万円				
産金官連携雇用促進事業	○	中小企業等が雇用拡大を図り、金融機関の融資を伴うもので、技術の高度化・本業の力つを活かした新分野進出に対する助成。	対象経費の2分の1以内 限度額 1,000 万円 又は、市内金融機関の融資額のいずれか低い額	

その他の中小企業支援施策・商工業に関する情報は、下記サイトまたは、メール配信サービスからご覧いただけます。

□ 上田市ホームページ

<https://www.city.ueda.nagano.jp/life/4/34/>

□ 商工業情報メール配信サービス

各種セミナーのお知らせや商工業者向け情報等を受け取ることができます。

◇登録方法は、

①「[mail.ueda-city@raiden.ktaiwork.jp](mailto:mail.ueda-city@raiden.ktaiwork.jp)」へ空メールを送信します。

または、QRコードを読み込み空メールを送ってください。

※端末のメール設定を「@city.ueda.nagano.jp」が受信できるようにしてください。

②返信メールが届いたら、メールの本文に記載されているアドレスにアクセスします。

③希望する配信情報（□24 商工業情報）を選択し、登録ボタンを押して登録完了。



## 《池波正太郎真田太平記館へお越しください♪》

池波正太郎の遺愛品や自筆原稿の他、長編大河小説『真田太平記』に関する資料などを展示しています。

- 場 所 上田市中央 3-7-3 (Tel 0268-28-7100)
- 開館時間 午前 10 時から午後 6 時 (入館は午後 5 時 30 分まで)
- 休 館 日 毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始 (12/29~1/3)
- 観 覧 料 一般 400 円 (330 円) 高・大学生 260 円 (200 円)  
小・中学生 130 円 (100 円)  
※ ( ) 内は 20 名以上の団体料金、障害者手帳割引あり
- ホームページ <https://www.city.ueda.nagano.jp/site/ikenami>



### ■ご相談・お問合せ先■

上田市

商工観光部 商工課

上田市大手 1-11-16 Tel : 0268-23-5395

Fax : 0268-23-5246

真田地域自治センター 産業観光課

上田市真田町長 7178-1 Tel : 0268-72-4330

Fax : 0268-72-4140

丸子地域自治センター 産業観光課

上田市上丸子 1612 Tel : 0268-42-1047

Fax : 0268-43-3666

武石地域自治センター 産業建設課

上田市上武石 77 Tel : 0268-85-2311

Fax : 0268-85-2313